資料6－2　建築基準法における現行告示と行政府の審査方法

GESR第6条における国際的安全要求事項（特に重要なもの）	番号	事業成果をもとにした設備班としての検討			審査項目名	審査事項		主事等の判断の可否	添付図書		特定行政庁への聞き取りによる実際の審査方法と「審査可能な範囲」												
		建築基準法上の規定									申請時の確認方法											検査時の確認方法	その他
		通称名（法令上の名称でないものも含む）	政令	告示		内容	項目		規則第1条の3図書の種類	規則第1条の3明示すべき事項	大臣認定書による判断	「規定を満足していることの特記」による判断	図面の装置等の「有無」による判断	図面の装置等の「位置」による判断	図面の装置等の「材料」による判断	図面の装置等の「形状」による判断	図面の装置等の「電気回路の構成」による判断	図面から読み取れる装置等の「機械的構造」による判断	「計算結果」による判断	「プログラム（フローチャート）」による判断	「試験結果」による判断	実機検査による判断	その他
6.1.6 乗場戸の施錠とLCUドアの戸閉	1	開口部の戸の構造	令第129条の7第一号	平成20年告示第1454号第一号ニ	点検口の構造	・かぎを用いなければ昇降路外から開くことができない施錠装置を設けた戸を設けるものであること。 （出入り口の床面から開口部の下端までの高さが1.8m未満の場合、自動的に閉鎖する戸及び当該戸を自動的に施錠する施錠装置を設けたものであること）	・有無 ・位置 ・機械的構造（戸、施錠装置）	○	エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造		○	○	○							○ 動作確認（施錠装置）	
				平成20年告示第1454号第二号	出入口の戸の強度	・任意の5㎠の面にこれと直角な300Nの力が昇降路外から作用した場合に、15mmを超える変形及び塑性変形が生じないものであること	・形状 ・材料	○				○ 設計書（概要一覧）に、たわみ15mm以下、塑性変形なしを記載			○ 設計書（概要一覧）に記載								
				平成20年告示第1454号第三号	出入口の戸に設けるガラスの飛散防止性能	・合わせガラス又はこれと同等の飛散防止性能等	・材料 （・一部、性能）	○							○				○ 「ガラスを用いた開口部の安全設計指針」による計算を求めている				・防火設備としての大臣認定の中で性能が確認されているとしている ・特殊なものは強度計算させている
				平成20年告示第1454号第四号	出入口の戸の外れ防止	・出入口の戸が外れないものであること	・形状	○														○	（P） ・外れるかどうかということを寸法で判断することは困難
				平成20年告示第1454号第五号	出入口の戸の空隙	・出入口の戸について空隙がないもの	・形状	○								○						○	・防火設備としての大臣認定の中で性能が確認されているとしている
				平成20年告示第1454号第六号	出入口の戸の引き方	・出入口の戸は原則引き戸とすること	・形状	○								○						○	
				平成20年告示第1454号第七号・第八号	出入口の戸の隙間	・出入口の戸について隙間が生じないこと	・形状	○								○						○	・防火設備としての大臣認定の中で性能が確認されているとしている
				平成20年告示第1454号第九号	非常口の戸	・非常口の戸は開き戸または引き戸であること	・形状	○								○						○	
				平成20年告示第1454号第十号	出入口の戸の開閉	・出入口の戸は安全かつ円滑に開閉するものであること	・戸動作	○														○	・単なる性能で、構造から判断することが困難
				平成20年告示第1454号第十一号	出入口の戸の開閉	・出入口の戸は150N以下の力で閉じるものであること	・形状 ・材料	○				○										△ 手で押して確認	
	2	調節装置 （乗場ドアスイッチ） （戸閉走行防止装置） （かごドアスイッチ）	令第129条の8第2項第二号	平成12年告示第1429号第1第二号	調節装置の設置義務	・調節装置を設けること	・有無	○	エレベーターの構造詳細図	エレベーターの制御器の構造		○	○										
				平成12年告示第1429号第1第三号	調節装置の構造	・かご又は昇降路の出入口の戸が開く場合に、自動的に作動するものであること。 ・建築基準法施行令第129条の7第3号に規定する施錠装置が施錠された後に自動的に作動するものであること。	・機械的構造（スイッチ） ・回路 （・プログラム）（・かご動作）←通常動作	×			（○） UCMPの認定の中で確認されている						× UCMPの認定でなければ判断不可	○ 施錠装置の機械的構造によりスイッチが作動するか判断が困難ではあるが、詳細図は記載されている。開き戸よりも上下戸の方が困難				○	・検知後の通常運行プログラムによる制御（ブレーキの開閉）をどのように審査するかは要検討
	3	戸閉走行保護装置 （UCMP）	令第129条の10第3項第一号	（なし）				×	令第129条の10第4項に係る認定書の写し	－	○												
	4	ブレーキ	令第129条の10第1項・第2項	平成12年告示1423号第2第三号	制動装置の構造	・動力が切れたときに惰性による原動機の回転を自動的に制止するものであること	・機械的構造（制動装置）	×	エレベーターの構造詳細図	エレベーターの安全装置の位置及び構造		○ 条文まで	○			○		×				○	
6.2.1　昇降路への落下	5	昇降路の強度	令第129条の7第一号	平成20年告示第1454号第二号	昇降路の強度	・任意の5㎠の面にこれと直角な300Nの力が昇降路外から作用した場合に、15mmを超える変形及び塑性変形が生じないものであること	・形状 ・材料	○	エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造		○			○ 躯体の構造により安全であることを確認している							
	6	床合わせ補正装置	令第129条の8第2項第一号	平成12年告示第1429号第一第一号	床合わせ補正装置の構造	かごの停止位置が着床面を基準として75ミリメートル以上下降するおそれがある場合に、これを調整し、着床面を基準として75ミリメートル以内の位置において補正することができるものであること。	・回路（検知器含む） （・プログラム）（・かご動作）←通常動作	×	エレベーターの構造詳細図	エレベーターの制御器の構造		○	○				× UCMPの認定でなければ判断不可					○ おもりを載せ、ずれが生じた際に作動し、レベルを合わせられるか確認	・検知後の通常運行プログラムによる制御（着床）をどのように審査するかは要検討

GESR第6条における国際的安全要求事項（特に重要なもの）	番号	事業成果をもとにした設備班としての検討			審査項目名	審査事項		主事等の判断の可否	添付図書		特定行政庁への聞き取りによる実際の審査方法と「審査可能な範囲」												
		建築基準法上の規定									申請時の確認方法											検査時の確認方法	その他
		通称名（法令上の名称でないものも含む）	政令	告示		内容	項目		規則第1条の3図書の種類	規則第1条の3明示すべき事項	大臣認定書による判断	「規定を満足していることの特記」による判断	図面の装置等の「有無」による判断	図面の装置等の「位置」による判断	図面の装置等の「材料」による判断	図面の装置等の「形状」による判断	図面の装置等の「電気回路の構成」による判断	図面から読み取れる装置等の「機械的構造」による判断	「計算結果」による判断	「プログラム（フローチャート）」による判断	「試験結果」による判断	実機検査による判断	その他
6.2.1 昇降路への落下	7	施錠装置（昇降路）	令第129条の7第三号	平成20年告示第1447号第一号	施錠装置の取付方法・強度	昇降路の出入口の戸の昇降路内に面する部分に堅固に取り付けられたものであること。	・形状 ・材料	○	エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造			○	○								○	
				平成20年告示第1447号第二号	施錠装置の機構	昇降路の出入口の戸が閉じた場合に、当該戸を自動的かつ機械的に施錠するものであること。	・機械的構造（施錠装置）	○					○	○		○		○				○ 動作確認	
				平成20年告示第1447号第三号	施錠装置の機構	かごが昇降路の出入り口の戸の位置に停止していない場合は、かぎを用いずに当該戸を開こうとした場合に施錠された状態を保持する力が減少しないものであること。	・形状	○					○	○		○		○ 他の行政庁はやっているかわからない				○ 動作確認	
				平成20年告示第1447号第四号	施錠装置の強度	施錠された昇降路の出入口の戸に昇降路外の人又は物による衝撃が作用した場合に、当該戸が容易に開かないよう、施錠された状態を保持することができるものであること。	・形状	○					○	○								○	
				平成20年告示第1447号第五号	材料・防腐措置	腐食若しくは腐朽しにくい材料を用いたもの、又は有効なさび止め若しくは防腐のための措置が講じられたものであること。	・材料	○							● 確認していない								
				平成20年告示第1447号第六号	施錠装置の構造	係合部分は、7ミリメートル以上であること。	・形状	○					○	○		○						○	
6.4.6 LCUの非制御走行	8	非常止め装置	令第129条の10第2項第一号	平成12年告示第1423号第2第四号	制動装置（非常止め装置）の構造	かごの降下する速度が定格速度に相当する速度の1.3倍以上となった場合において毎分の速度が定格速度に相当する速度の1.4倍を超えないうちにかごの降下を自動的に制止するものであること （かごの定格速度が45メートル以下のエレベーター等は、上限等の規定あり）	・機械的構造（非常時、制動装置） ・かご動作	×	エレベーターの構造詳細図	エレベーターの安全装置の位置及び構造		○ 条文のみ	○									×	・完了検査の際に、メーカーが行った試験結果を出させている ・完了検査時に一定の速度で調速機が作動するかのみを確認
	9	調速機 （機械的装置）	令第129条の10第2項第一号	平成12年告示第1423号第2第二号	制動装置（調速機）の構造	かごの速度が異常に増大した場合において毎分の速度が定格速度に相当する速度の1.3倍（かごの定格速度が45メートル以下のエレベーターにあっては、63メートル）を超えないうちに動力を自動的に切るものであること。	・機械的構造（非常時・複雑） ・回路（強制乖離）	×				○ 条文のみ	○									×	・完了検査の際に、メーカーが行った試験結果を出させている ・完了検査時に一定の速度で調速機が作動するかのみを確認
	10	緩衝器	令第129条の10第2項	平成12年告示第1423号第2第六号	制動装置（緩衝器）の構造	ストロークが定格速度に応じた定められた数値以上であるばね緩衝器又は告示に定められた式によって計算した数値以上である油入緩衝器であること （一部、一定の制止装置を設けた場合は適当な緩衝材又は緩衝器）	・形状 （一部、性能）	○				○ 条文のみ	○			○			○ ストローク長さの結果を確認		（本来は試験結果等により一定の加速度の範囲内での制止を確認すべき	○	・工場の実験塔で実施される落下試験を見ることがある ・現場では、押して90秒以内に復元するか確認
	11	リミットスイッチ ファイナルリミットスイッチ	令第129条の10第2項	平成12年告示第1423号第2第五号	制動装置（リミットスイッチ）の構造	かご又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突しそうになった場合においてこれに衝突しないうちにかごの昇降を自動的に制御し、及び制止するものであること	・位置 ・機械的構造（非常時・スイッチ） ・回路（一部強制乖離） （・かご動作）←通	○				○ 条文のみ	○	○ おおよその位置（昔は断面図に正確に記載）				○					・検知後の通常運行プログラムによる制御（動力停止）をどのように審査するかは要検討
	12	地震時等管制運転装置	令第129条の10第3項第二号	平成20年告示第1536号第2第一号	地震時管制運転装置の設置方法	・建築物に加速度を検知することができるよう適切な方法で設置されていること。	（性能）	×				○ 条文のみ	○	○ おおよその位置								△ 機械室がある場合は検知器を疑り、作動確認している。MRLは模擬的な信号で反応するか確認	・感知器の姿図を確認するが、当該図により性能を確認しているわけではない
				平成20年告示第1536号第2第二号	地震時管制運転装置の加速度検知部分の設置場所	・加速度を検知する部分は、機械室又は昇降路内（かごが停止する最下階の床面から昇降路の底部の床面までの部分に限る。）に固定されていること。（ただし書きあり）	・位置	○				○ 条文のみ		○ おおよその位置								○	
				平成20年告示第1536号第2第三号イ	地震時管制運転装置の性能	・かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止している場合に、加速度の検知後直ちに、自動的に、かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができるものであること。	・回路 （・プログラム）（・かご・戸動作）←通常動作	×				○ 条文のみ						×				○	・検知後の通常運行プログラムによる制御（扉開き）をどのように審査するかは要検討
				平成20年告示第1536号第2第三号ロ	地震時管制運転装置の性能	・かごが昇降している場合に、加速度の検知後10秒以内に、自動的に、最も短い昇降距離で、かごを昇降路の出入口の戸の位置に安全に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人がこれらの戸を開くことができるものであること。（ただし書きあり）	・回路 （・プログラム）（・かご、戸動作））←通常動作	×				○ 条文のみ						×				○	・検知後の通常運行プログラムによる制御（着床・扉開き）をどのように審査するかは要検討
				平成20年告示第1536号第2第三号ハ	地震時管制運転装置の性能	・加速度の検知後直ちに、その旨をかご内の見やすい場所に表示することができるものであること。	（性能）	×				○ 条文のみ										○	
				平成20年告示第1536号第2第四号	予備電源の有無	・予備電源が設けられていること。	・有無	○				○ 条文のみ	○ 種別の確認も									○	
	13	過荷重検知装置	令第129条の10第3項第四号イ	（なし）	過荷重検知装置の性能	積載荷重に1.1を乗じて得た数値を超えた荷重が作用した場合において警報を発し、かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に制止するものであること	・機械的構造（スイッチ） ・回路 （・プログラム）（・戸動作）←通常動作	○				○	○									○ おもりを載せ、作動するか確認	・検知後の通常運行プログラムによる制御（扉閉じの禁止）をどのように審査するかは要検討